

保険料率新旧比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額（総所得金額等×所得割率）

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わりました

令和元年度まで		令和2年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	43,100円
所得割率	8.07%	所得割率	8.38%

● 均等割額の軽減措置（軽減割合も変更されました）

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	令和元年度まで		令和2年度から	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,956円	7.75割 (※2)	9,697円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない場合	8割	7,942円	7割 (※2)	12,930円
基礎控除額(330,000円)+ 285,000円(※1)×被保険者の数	5割	19,855円	5割	21,550円
基礎控除額(330,000円)+ 520,000円(※1)×被保険者の数	2割	31,768円	2割	34,480円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者(制度加入後2年間に限る)	5割	19,855円	5割	21,550円

※1…令和元年度において、5割軽減の加算額は280,000円、2割軽減の加算額は510,000円となっていました。

※2…均等割の軽減割合は段階的な見直しにより変更され、令和元年度においての8.5割軽減・8割軽減は、令和2年度において7.75割軽減・7割軽減となります。

また、令和3年度においては、令和2年度における7.75割軽減が7割軽減に変更されます。